

全 L 協保安・業務 G 2 第 63 号
令和 3 年 3 月 5 日

正 会 員 各位

(一社) 全国 LP ガス協会

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（お願い）

標記につきまして、経産省ガス安全室より別紙のとおり当協会に対して会員への周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては関係者に対し、下記の事項をご周知くださいますようよろしくお願ひいたします。

なお、本件につきましては同ガス安全室より別紙に記載のとおり関係省庁及び関係団体に対し協力要請がされております。

記

【経産省からの周知事項】

- ・建設工事等事業者に対し、工事を施工する前には必ずガス管等について液化石油ガス販売事業者等に照会・確認するとともに、ガス管を見つけた場合は、必ず液化石油ガス販売事業者等に連絡すること等について、周知を行うこと。
- ・必要に応じて建設工事等の際に立ち会うこと。
- ・供給管・配管の工事を行う際は、事故防止のため、外注先の特定液化石油ガス設備工事に係る届出、液化石油ガス設備士資格の有無及び再講習の受講状況を確認することにより適切に監督すること。

※別紙に記載されている要請文書や参考資料については、資料が多いため添付しておりません。下記 URL よりダウンロードくださいますようお願いいたします。

【経産省ホームページ掲載アドレス】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/03/20210302-01.html

以 上

発信手段：Eメール

担当：保安・業務グループ 高木、北邨、橋本